

# 令和元年第2回阿武町議会定例会 会議録

## 第 2 号

令和元年6月25日(火曜日)

開 会 9時00分 ~ 閉 会 11時20分

### 議事日程

開会 令和元年6月25日(火) 9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町  
税条例等の一部を改正する条例)

日程第3 議案第2号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例) ※法律及び政令等  
公布及び国の通知に関するもの

日程第4 議案第3号 先決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例) ※税率等の一部改  
正に関するもの

日程第5 議案第4号 先決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町  
介護保険条例の一部を改正する条例)

日程第6 議案第5号 阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について

- 日程第7 議案第6号 町道路線の変更について
- 日程第8 議案第7号 阿武町道路条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 物品売買契約の締結について
- 日程第10 議案第9号 令和元年度阿武町一般会計補正予算(第1回)
- 日程第11 議案第10号 令和元年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)
- 日程第12 議案第11号 令和元年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第1回)
- 日程第13 議案第12号 令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第14 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

**出席議員(8名)**

1番 副議長	中野祥太郎
2番	伊藤敬久
3番	市原旭
4番	池田倫拓
5番	小田高正
6番	田中敏雄
7番	清水教昭
8番 議長	末若憲二

**欠席議員**                   なし

**説明のため出席したもの**

町長	花	田	憲	彦
副町長 <small>(総務課長事務取扱)</small>	中	野	貴	夫
教育長	小	田	武	之
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	梅	田		晃
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	三	好	由美子	
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

**欠席参与**                      **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	高	橋	仁	志

開会 9時00分

## 開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。  
おはようございます。ご着席ください。

議員の皆様には、令和元年第2回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様  
でございます。

ただ今の出席議員は、8人全員です。これより本日の会議を開きます。本日  
の議事日程については、お手元に配布されているとおり、委員長報告、討論、  
採決です。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録  
署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、清水教昭  
君、1番、中野祥太郎君を指名します。

## 日程第2 議案第1号から日程第9 議案第8号

○議長 日程第2、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて  
(阿武町税条例等の一部を改正する条例)から、日程第9、議案第8号、物品  
売買契約の締結についてまでを一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案8件について委員長の報告を求めま  
す。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長（清水教昭） それでは、6月19日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託された、議案第1号から議案第8号までの8件について、行財政改革等特別委員会の、審議の内容と結果の報告をいたします。

まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例等の一部を改正する条例）の審議に入りました。そこで、ふるさと納税制度（寄附金税額控除）の見直しにおける概要と、改正後の枠組みについての質疑がありました。これに対して、概要は、ふるさと納税の特例控除の対象となる基準に適合する地方団体を、総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で指定する事とし、指定対象外とされた地方団体にあつては、ふるさと納税の対象外とする。これら法律改正に伴う個人住民税の寄附金税額控除の見直し等の所要の規定の整備である。改正後の基本的枠組み、1つが寄附金の募集を適正に実施する地方団体、2つが返礼品を送付する場合には、次のいずれも満たす地方団体。その1つが返礼品の返礼割合を3割以下とする事、2つ、返礼品を地場産品とする事、との答弁がありました。次に、個人住民税における住宅ローン控除に係る対応の概要と、改正後の特別控除についての質疑がありました。これに対し、概要は、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、消費税率10%が適用される住宅取得等において、法律において税制上の支援策を講ずる事に伴う規定の整備である。改正後の所得税額の特別控除、1つが、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長する。（現行10年を13年にする。）2つ、11年目以降の3年間について、消費税率2%引き上げ分の負担に着目した減税措置、との答弁がありました。次に、子どもの貧困に対応するための、個人住民税の非課税措置での概要と、改正後の措置の範囲についての質疑がありました。これに対し、概要は、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でない事を確認した上で、支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下

であるひとり親（単身児童扶養者）に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。改正後の非課税措置の範囲は、障害者、未成年者、女性の寡婦、男性の寡夫または単身児童扶養者（これらの者の、前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く）との答弁がありました。他に質疑も無く、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）これは、法律及び政令等公布及び国の通知に関するもの、議案第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）これは、税率等の一部改正に関するもの、議案第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町介護保険条例の一部を改正する条例）の審議に入りました。いずれも慎重審議をいたしました。特に質疑も無く、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第5号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について、議案第6号、町道路線の変更について、議案第7号、阿武町道路条例の一部を改正する条例の審議に入りました。いずれも慎重審議をいたしました。特に質疑も無く、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、物品売買契約の締結について、契約の目的が、塵芥収集車の購入になっていますが、性能についてお聞かせくださいとの質疑がありました。これに対し、ゴミ収集車（別名パッカー車、または塵芥車）で、駆動方式は2輪駆動車です。最大積載量は3.3トンで、ゴミの圧縮形式は回転板式（別名巻き込み式）です。との答弁がありました。他に質疑の無く、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第1号から議案第8号の8件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。討論は議案第1号から議案第8号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。採決は、1議案ごとに行います。

まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例等の一部を改正する条例)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第1号は、委員長報告のとおり承認されました。

○議長 次に、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)法律及び政令等公布及び国の通知に関するものについてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第2号は、委員長報告のとおり承認されました。

○議長 次に、議案第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)税率等の一部改正に関するものについてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。



(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第3号は、委員長報告のとおり承認されました。

○議長 次に、議案第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町介護保険条例の一部を改正する条例)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第4号は、委員長報告のとおり承認されました。

○議長 次に、議案第5号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第6号、町道路線の変更についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第7号、阿武町道路条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第8号、物品売買契約の締結についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第9号から日程第13 議案第12号

○議長 日程第10、議案第9号、令和元年度阿武町一般会計補正予算(第1回)から、日程第13、議案第12号、令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)までを一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案4件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(清水教昭) それでは、引き続きまして、議案第9号から議案第12号までの4件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果の報告をいたします。

議案第9号、令和元年度阿武町一般会計補正予算(第1回)の審議に入りました。まず、歳出の方から審議をいたしました。

2款、総務費、阿武町まち・ひと・しごと創生特別事業費、阿武町版総合戦略推進事業委託料、ここで、この3つのプロジェクトを3年間推進した時に、3年後の阿武町がどのように描かれていきますか、今描かれていないのなら、

それはいつ頃できますか、との質疑がありました。これに対し、各プロジェクトの推進計画をベースに、その取組内容を高めていきます。住民の皆様には、目に見える形でのハード面の取組にも注視していきます。その結果、ランドスケープ（すなわち美的景観）を重視した修景ができ、そこで町全体を見回した時に全体像の具現化に近づけていきますとの答弁がありました。6款、農林水産業費、農業政策費、干ばつ応急対策事業補助金、ここで、阿武町干ばつ応急対策事業補助金交付の概要についてお聞かせくださいとの質疑がありました。これに対し、今年は、冬期の降雪量が少なく、アメダスのデータでは4、5月の降水量は平年の60%程度となっており、農作物の用水不足が懸念される。6月7日及び14から15日にかけて、それぞれ各地で50mm前後のまとまった降雨があったものの、昨今の異常気象の中で、今後3ヶ月長期予報においても、降水量は平年並みか少ない見込みと予想されている。このことから、今後、水不足による干ばつ応急対策を希望する農家に対し補助金を交付する。対象販売農家とは、干ばつ応急対策事業を行う農産品目（水稻、キウイフルーツ等）に対し、過去3年間で販売金額の実績が1年以上20万円を超える農家もしくは団体、補助対象事業、1つが水路の掘削、2つ、ボーリングを含む井戸の掘削、3つ、動力線の架設、4つ、送水管または送水路の設置、5つ、灌水施設の設置、6つ、揚水機場の設置工事、7つ、揚水機及び揚水機の付属部品の購入等、補助率等は、1つ、補助対象事業の合計額の50%以内を補助する。2つ、補助対象事業費は10万円以上、最低が10万円とする。今後の展開として、生産者の意欲を高めるために阿武町方式を検討していくとの答弁がありました。ほかにも慎重審議いたしましたでしたが、歳出は原案のとおり可決すべきものと決しました。続いて、歳入の審議に入りました。歳入についても、慎重審議をいたしました。歳入も原案のとおり可決すべきものと決しました。よって議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第10号、令和元年度阿武町

国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第1回）、次、議案第11号、令和元年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第1回）、議案第12号、令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）の審議に入りました。いずれも慎重審議をいたしましたが、特に質疑もなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第9号から議案第12号の4件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長 質疑なしと認めます。続いて、討論に入ります。討論は、議案第9号から議案第12号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決の方法は、挙手により、一括して行います。お諮りします。

議案第9号、令和元年度阿武町一般会計補正予算（第1回）から議案第12号、令和元年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）までの4件について、委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第9号から議案第12号までの4件については、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第14 発議第1号

○議長 日程第14、発議第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、を議題とします。

まず、特別委員会に付託されました発議1件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(清水教昭) それでは、引き続きまして、発議第1号の1件について、行財政改革等特別委員会の審議の内容と結果の報告をいたします。発議第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についての審議に入りました。慎重審議をいたしましたが、特に質疑もなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で行財政改革等特別委員会に付託されました発議第1号の1件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。発議第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって発議第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

なお、ここでお諮りします。ただ今可決されました発議第1号の意見書の取扱いとその事務等の整理につきましては、議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって意見書の取扱いとその事務の整理等は議長に一任する事に決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、全員協議会のため、暫時休憩とします。9時40分から始めたいと思いますのでよろしくお願いします。

休 憩 9時30分

この間、全員協議会

再 開 11時20分

○議長 休憩を閉じて休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、6月19日から本日までの7日間の全日程を終了しました。これにて、令和元年第2回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 11時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 清 水 教 昭

阿武町議会議員 中 野 祥 太 郎